

令和7年度 綾部市立綾部小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

綾部市立綾部小学校では、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、綾部市・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえた対応を的確に図るため、綾部市立綾部小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

第1 本校における具体的対応

- 1 本校の現状や課題等を踏まえた迅速な対応を行う。
- 2 組織的に対応する。
- 3 有効性を持つよう具体的な場面も想定し未然防止を行う。
- 4 常に学校基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを教職員で確認し、日常的な取組や対応を行う。
- 5 いじめの事実関係の把握、対応について、「いじめ対策委員会」において常に振り返り、いじめを受けた児童やその保護者への支援を行う。
- 6 児童発信型はいじめ防止を推進する。

第2 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を組織的かつ実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する専門家や教職員（学年主任、担任、まなび・生活アドバイザーや心の居場所サポーター、スクールカウンセラー）等を加える。
校長、教頭、教務主任、主幹、生徒指導主任、児童支援加配、養護教諭
- 3 「いじめ対策委員会」は月2回、金曜日に開催することを原則とする。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第3 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にも傍観者にもなりうるものであるという緊張感と危機感を持ち、継続的に取組を行う。また、いじめを生まない学校文化・学校環境をつくるための取組や組織的な対応が大切である。このことを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がP T A等関係者と一体となって継続的に取組を推進する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ・少人数授業の推進
- ・言語活動の充実
- ・授業評価の活用（1月）
- ・規律ある授業のスタート
- ・教室環境の整備

(2) 生徒指導の実践上の4つの視点を活かした授業づくり（毎時間）

(3) 自尊感情・自己有用感をはぐくむ教育の推進（年間を通して）

- ・一人一人を大切にした学級経営の充実
- ・行事等を通した学級集団づくり
- ・異年齢集団活動の充実（異年齢集団による学校行事、小中連携）

(4) 豊かな心を育む取組の推進

- ・人権教育の充実
- ・「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実
- いじめ資料の研究と効果的な実践の推進

- ・体験活動、読書活動の重視
- ・規範意識、コミュニケーション能力の向上

(5) いじめの防止等について、児童の主體的な活動の推進（人権行動宣言）

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・校内研修の実施（4月）（8月）

(7) P T A等との連携

- ・学級懇談会、地域懇談会の実施

第4 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日ごろからの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 学期毎に全児童を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査を実施

- ・質問紙調査及び聞き取り調査：7月、12月、3月

(3) 相談体制の整備と周知

- ・年3回教育相談週間を実施（7月、12月、3月）
- ・スクールカウンセラーと情報を共有する。
- ・校内相談窓口を設置し、児童及び保護者に周知する。

第5 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者との協力、関係機関との連携を図りながら行う。

2 いじめの発見・通報があったときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、綾部市教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団についても問題に目を向けさせ、いじめを自分の問題として捉えさせると共に、集団の一員としてお互いを尊重し、認め合う人間関係形成を進めていく。

3 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上のいじめを誘発する情報通信システムについての研修を実施する。
- (2) インターネット上の不適切な書き込み等については状況を把握し、「いじめ対策委員会」で協議の上、削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

第6 重大事態への対処

- 1 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨及び基本姿勢等を踏まえ、重大事態が発生した場合は、直ちに綾部市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）、京都府及び綾部市におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を綾部市教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態発生防止のために必要な取組を進める。

第7 児童発信型のいじめ防止の取組

- 1 児童会によって制定された子ども会スローガンをもとに、個人におけるいじめ防止の意識として、「人権行動宣言」を児童それぞれが考える。
- 2 各自が考えた「人権行動宣言」を生活の中で常にふり返ることで、自らの行動を正していく意識を高めさせる。

第8 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

- (1) 綾部小学校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- (2) いじめの防止等に関する学校基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

- (1) 警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

重大事態対応フロー図

- 校内の「いじめ対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い、結果を設置者（綾部市教育委員会）に報告

重大事態の発生

○ 綾部市教育委員会に重大事態の発生を報告

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

○ 地方公共団体の長等に報告（学校から綾部市教育委員会を經由）

綾部市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

綾部市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 第22条に基づき、調査組織は校内の「いじめ対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体（学校）に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※ これまでに学校に先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

●調査結果を綾部市教育委員会に報告

- ※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

綾部市教育委員会が調査主体となる場合

●綾部市教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力